

玉名市



(市 役 所)

一 概 況

平成一七年一〇月三日、玉名市、岱明町、横島町、天水町が合併し、人口六九、五四一（平成二二年国勢調査）、面積約一五三平方キロメートルの新「玉名市」が誕生した。本市は、熊本県の北西部に位置し、南は熊本市、東は玉東町及び和水町、北は南関町、西は荒尾市及び長洲町にそれぞれ接し、南西は有明海に面している。

地域の南東部には金峰山塊がそびえ、その西麓にはなだらかな丘陵地帯が広がっており、柑橘類の栽培が盛んである。みかん山から西を望めば、有明海を挟んで雲仙普賢岳が相対し、天草諸島から背振山系に至る有明海が一望できる。眼下には市の中央部を貫流する菊池川が滔々と流れ、有明海に注ぐ。菊池川が運んだ土砂は広大な干潟を形成しており、豊かな生態系を育むとともに、海苔やアサリの養殖が盛んである。干潟では中世から昭和に至るまで干拓が盛んに行われてきた。旧玉名干拓施設群は、明治期の遺構として、全国有数の規模と良好な保存状態から国指定文化財となっている。広大な干拓地は豊かな穀倉地帯であり、近年ではイチゴやトマトなどのハウス園芸が盛んである。更に菊池川と市の中心部を挟んだ北側には、小岱山系の山々と麓の丘陵地帯の濃い緑が望まれる。山系に源を発する境川や行末川が流れ、海辺には県北唯一の鍋松原海水浴場がある。

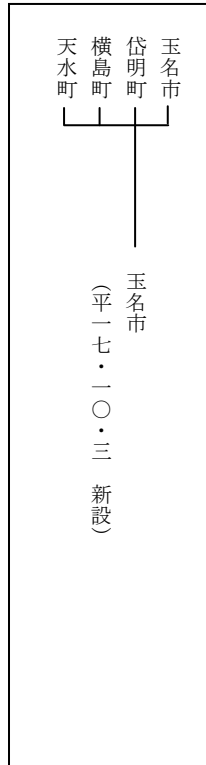
玉名市域は、菊池川の恵みとともに栄えてきた。自然の恵みのみならず、水上交通が主流であった時代には、有明海を介して朝鮮半島や近畿地方へも直接結ばれていたと考えられ、大坊古墳や永安寺東・西古墳などの装飾古墳をはじめ、数々の国指定文化財がその栄華を今に伝える。中世には、河口港である伊倉と高瀬が海外への窓口として栄えていた。近世には熊本藩の高瀬御蔵が置かれ、菊池川流域の米が大阪へと搬出され、藩財政を支えていた。今も残る港の遺構は、「俵ころがし」と呼ばれ親しまれている。その後、鹿児島本線が敷設され鉄道運送が主流となり、自動車交通の発達とともに、国道二〇八号線、五〇一号線が整備され、交通の要衝としても栄えてきた。交通の利便性や農業生産、豊富な人材を背景に、伝統を持つ海苔加工を始め、近年は自動車関連などの工業生産も盛んである。また、玉名温泉、小天温泉など良質な温泉にも恵まれ観光資源となっている。九州新幹線の新玉名駅も設置され県北の要としての位置にある。

二 市名の由来

昭和の合併の際、市域が玉名郡の中心地で、官公庁が集積しており、これら官公庁冠称に玉名と名付けているものが多かったことから、新市名には、郡名の「玉名」をとることが最も適切であるとして、「玉名市」と決定された。平成の合併協議においては、郡市一市八町の合併協議会は、新市名を公募のうえ小委員会、「有明市」「城北市」「玉名市」「玉杵名市」「たまな市」の候補が協議会に提案され、最終的に「玉名市」「玉杵名市」の二候補について、協議会委員の投票により「玉名市」と決した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町の状況



(一) 玉名市

昭和二九年四月一日、玉名町ほか一二町村が合併してできた市で、その後南関町との境界変更を経て近年に至った。面積は約九二平方キロメートルである。有明海に面した平坦地で、県北地域の官公書や交通の拠点のひとつとして機能した。

(二) 玉名郡岱明町

昭和三〇年四月一日、四村合併により岱明村が誕生し、昭和四〇年になって町制を施行した。面積は約二三平方キロメートルである。

(三) 玉名郡横島町

明治二二年四月一日に二村合併により横島村が誕生し、その後は昭和四三年一月一日に町制を施行している。面積は約一七平方キロメートルである。旧藩時代からの干拓工事により陸地を形成するに至った地域である。

(四) 玉名郡天水町

昭和二九年一〇月一日、二村合併により天水村が誕生し、昭和三五年に町制を施行している。面積は約二二平方キロメートルである。丘陵地帯における柑橋類などの栽培で知られる。

2 検討の経緯

平成二二年三月に県が示した市町村合併推進要綱においては、玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町の一市四町の合併パターンが示された。実際の検討では、玉名郡のほか四町もこれに加わり、平成一四年五月、玉名郡市一市八町での任意協議会が発足した。同年一月、横島町、天水町、玉東町が、三町合併を推進するとして一時離脱したが、平成一五年初頭には、再度一市八町が結集しての法定協議会の設置に至った。その後、一年半を超える合併協議会が続き、大部分の協議を終えたものの、新市における財政計画の調整が不調に終わり、平成一六年一〇月、玉名地域一市八町での法定協議会が休止。新たな合併枠組みが模索された結果、玉名市周辺の一市三町の意向が一致、具体的な協議に着手し、平成一七年三月に県への廃置分合申請が行われ、同年一〇月三日、新「玉名市」が誕生した。(第二編「荒尾・玉名地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

玉名市、岱明町、横島町及び天水町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一七年一〇月三日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「玉名市」とする。

(四) 新市の事務所の位置

1 新市の事務所の位置は、玉名市とし、当分の間、玉名市繁根木一六三番地

(現・玉名市役所)とする。

- 2 現在の岱明町、横島町及び天水町のそれぞれの庁舎に支所を置くものとする。
- 3 各支所の機能・役割等については、住民サービスの維持・向上及び合併による効率化等に配慮しながら、合併までに調整する。
- 4 新庁舎の建設については、交通の事情及び他の官公署との関係など市民の利便性並びに新市の財政状況等を考慮しながら、早期に新庁舎の候補地を選定し、建設するものとする。

(五) 財産の取扱い

- 1 公有財産については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 物品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 基金については、合併時の保有額をすべて新市に引き継ぎ、原則として各市町の平成一五年度標準財政規模の二〇%相当額を新市の基金として確保する。
- 4 債権及び債務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 5 岱明町の陸合財産区が所有する財産については、財産区有財産として現行のとおり新市に引き継ぐ。

(六) 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。(略)

(七) 地域審議会の設置

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四第一項の規定に基づく地域審議会を設置しない。ただし、合併後の住民自治の強化及び行政と住民との協働によるまちづくりの推進等を目的として、新市において地方自治法第二百二条の四の規定に基づく地域自治区を旧市町ごとに設置するものとする。

(八) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法九十一条第一項、第二項及び第七項に定める新市の議会の議員の定数は、二六人とする。ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、三〇人とする。

なお、市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項(定数に関する特例)及び第七条第一項(在任に関する特例)は適用しない。

2 公職選挙法第十五条第六項による選挙区は設けない。

(九) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による委員であった者のうち三〇人は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、平成一八年七月三十一日まで引き続き新市の農業委員会による委員として在任する。

新市の農業委員会の選挙については、選挙による委員の定数を三〇人とし、農業委員会等に関する法律第十条の二第二項に規定する選挙区を設ける。選挙区は六とし、現在の玉名市に従前の区域と同じ範囲で三選挙区並びに岱明町、横島町及び天水町にそれぞれ一選挙区を設ける。

(一〇) 地方税の取扱い

- 1 個人市民税の納税義務者、税率及び特別徴収の方法による納期については、現行のとおりとする。

普通徴収の方法による納期については、地方税法第三百二十条の規定に基づき、六月、八月、一〇月及び一月とする。ただし、合併する日の属する年度については、旧市町の例による。

2 法人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第三百二十二条第二項及び第三百四十四条の六第一項の規定に基づき、均等割及び法人税割共に制限税率とする。ただし、合併する日の属する年度及びこれに続く五年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。

- 3 固定資産税の納税義務者、税率及び免税点については、現行のとおりとする。納期については、地方税法第三百六十二条第一項ただし書の規定に基づき、五月、九月、一二月及び二月とする。ただし、合併する日の属する年度については、旧市町の例による。

4 軽自動車税の納税義務者及び納期については、現行のとおりとする。税率については、地方税法第四百四十四条第一項の規定に基づき、標準税率とする。ただし、小型特殊自動車は現行のとおりとする。

また、標識のき損等にかかる弁償金については、玉名市の例による。

市町名	長	助役	収入役	議長	副議長
玉名市	高寄 哲哉	内藤 博道	有働 利昭	堀本 泉	岡本 貞夫
岱明町	松倉 秀美	畠田 隆	倉崎 敏勝	松田 憲明	瀬崎 正信
横島町	立野 興一	松本 稔彦	島崎 洋一	三津家 弘一	石本 一喜
天水町	吉田 勝也	内田 靖信	小田 芳喜	中村 亘	松村 研也

4 合併時の三役及び正副議長

- 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 3 職員の職務及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
- 2 常勤の職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (二) 一般職の職員の身分等の取扱い
 - 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条第一項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
 - 2 常勤の職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
 - 3 職員の職務及び職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一を図る。
 - 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 9 都市計画税の納税義務者、課税標準及び税率については、当分の間、現行のとおりとする。
- 納期については、固定資産税の納期と同様とする。
- (一) 一般職の職員の身分等の取扱い
 - 1 一市三町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
 - 2 都市計画税の納税義務者については、玉名市の例による。ただし、合併する日の属する年度については、市町村の合併の特例に関する法律第十条第一項の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
 - 3 都市計画税の納税義務者、課税標準及び税率については、当分の間、現行のとおりとする。
 - 4 再任用制度については、玉名市の例による。
- 8 入湯税の納税義務者については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、徴収猶予等は新市に引き継ぐ。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

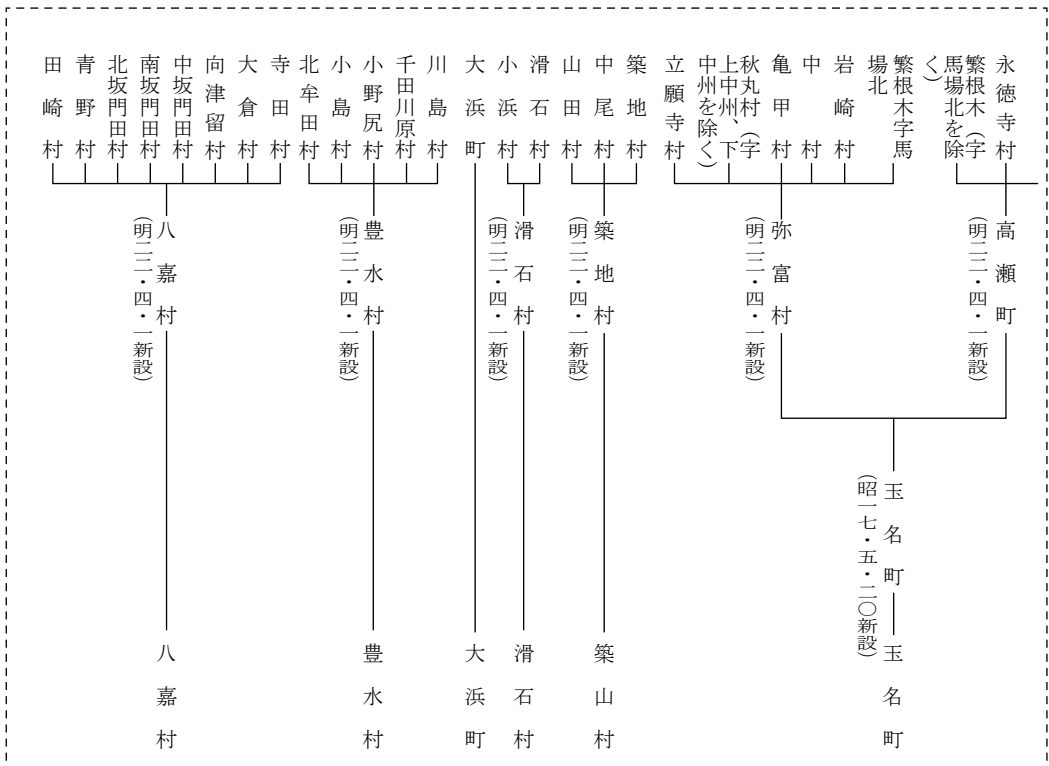
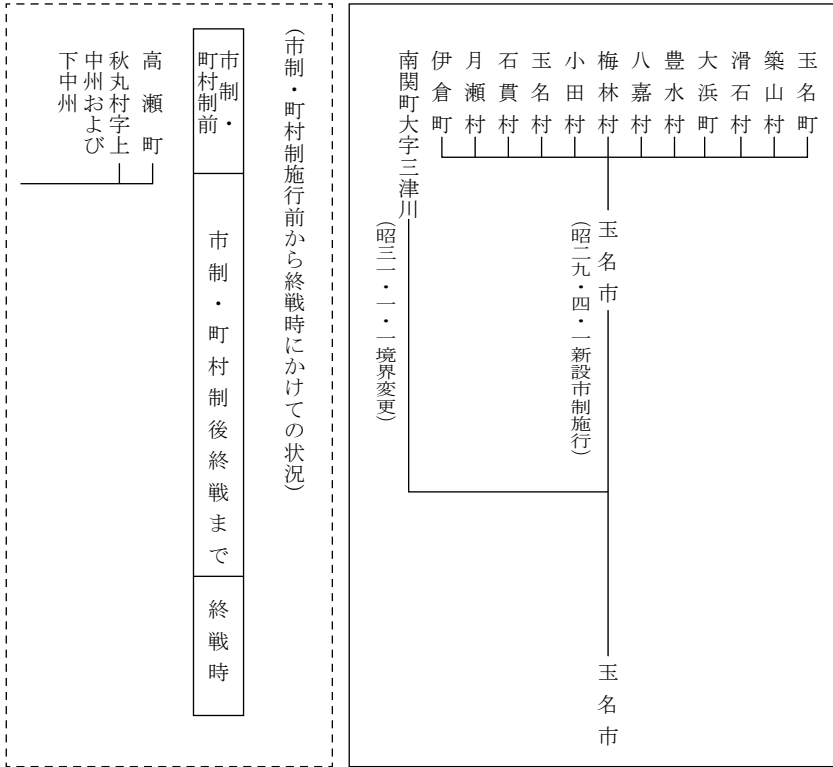
5 合併時の関係町の現況表

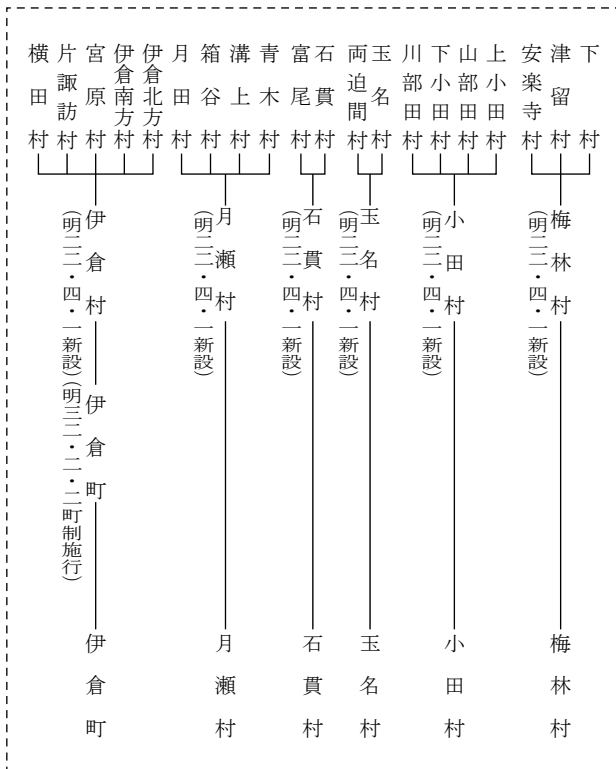
生産額	市町村税納税総額			前年度予算総額	中学校以上の学校			業態生業の割合			面積	戸数	人口	区分
	計	第一次産業	第二次産業		計	中学校	高等学校	第一次産業	第二次産業	第三次産業				
計	二〇九、七九五	一四九、八七七	四六、四三六	二八、五四六	五、七四五	五	六	一七、四九八	一〇、五五九	六、八四七	一五、五三	二、三七四	七、〇〇三	玉名市
計	一四七、九三四	一〇四、六四七	三八、三三〇	一七、四三八	四、一六一	三	三	一一、〇四九	六、六五八	二、四二三	九、二九	一五、八一	四、一三二	玉名市
計	二九、〇七六	二二、八三九	五、三九二	一、八四五	八七〇	二	一	三、二〇九	二、六五一	九二七	二、三一	四、六三八	一、四二七	岱明町
計	一三、〇六四	八、三三四	一、〇五三	三、七七七	三三〇	〇	一	九二	六〇六	一、五〇	一、六九五	一、四三九	五、六二六	横島町
計	一九、七二一	一五、一五七	一、六六一	三、三三六	三八四	〇	一	一、三二九	六四三	一、九八七	二、四八	一、八八六	六、八五八	天水町

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧玉名市における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革





(一) 玉名町

旧高瀬町は、肥後五か町の一つとして、寛永年間より明治まで、当地方の中心であり、昭和二年（一七六五）以降、郡代の支配に入ることなく、直接高瀬町奉行の統治を受けた。明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、この区域は、後築山村となった中尾村を含めて第七大区、第八小区をなしていた。明治十二年、郡区町村編制法施行により、高瀬町は単独で、岩崎、立願寺、秋丸、河崎の各村は中尾村とともに、繁根木、中、亀甲、永徳寺は四か村でそれぞれ一行政区をなし、戸長役場が置かれたが、一七年の改正により高瀬町を除く他の九か村は一戸長役場区域に変更された。二二年、町村制の施行により、前記の中尾村を除く九か村が合併して高瀬町と弥富村になり、昭和十七年、この両村が合併して玉名町となった。

この町は、寛永の頃から玉名地方における政治、経済、文化、交通の中心と

して栄えたのであるが、明治二十四年に開通した九州鉄道（四〇年七月に国鉄となる。）が菊池川の水運を利用した帆船に代わってからは、町勢は一時衰微した。その後、立願寺温泉（現在の玉名温泉）が開発され、温泉郷として飛躍的に発展し、高瀬町、弥富村合併当時には、戸数約二千、人口約一万となっていた。

(二) 築山村

寛永十一年（一六二四）、手永制が設けられると、当地は、玉名郡坂下九左衛門手永に属するところとなり、後、坂下手永に改称され、惣庄屋のもとにあつて、築地、山田、中尾の庄屋によつて治められることとなった。明治三年（一八七〇）、庄屋の制度が廃止されて里正が置かれ、五年四月には戸長が置かれた。一二年、郡区町村編制法施行により、中尾村は立願寺村等とともに、また山田村および築地村は二か村でそれぞれ一行政区を形成し、一七年の行政区の改正により、中尾村は繁根木村列に加えられた。二二年の町村施行により、築地、山田、中尾の三か村が合併し、制築地の築、山田の山をとつて築山村とした。

(三) 滑石村

本村は、明治十二年、小浜および滑石の二か村合併によりできた村であるが、手永制のもとにおいては、坂下手永に属し、小浜、滑石に庄屋がおかれ、村民は、概ね農業・漁業・船宿に従事していた。また、菊池川河口の晒には異国船、抜荷等の取締りのため津会所があつた。明治七年（一八七四）の大小区制の下では、第七大区、第一〇小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により、小浜、滑石の二か村で一行政区をなし、二二年の町村制施行に伴い、両村が合併して滑石村となった。また、同十九年には、共和地区が干拓されて本村に編入された。

(四) 大浜町

細川氏の領地となつてからは、玉名郡代のもとで、伊倉孫左衛門手永の支配下にあり、のち小田手永に属するところとなった。概ね庄屋は世襲制であつて、大浜町の庄屋は永田氏が継いでいた。旧藩時代には、新地の造成が相次いで行われるなど産業の基礎が固められ、また、明治維新の頃までは、菊池、合志、山鹿、山本、玉名の五郡の物資の集散地として栄えたが、陸上交通の発達によつてさびれ一農村となった。

明治十二年（一八七九）郡区町村編制法施行に際して単独で一行政区区域をなし、本町に戸長役場が設けられた。一七年の改正で川島村ほか四か村とともに一行政区区域となったが、二二年の町村制施行に伴い、独立して大浜町となった。二二年、二四年には、鳥帽子地区、末広地区がそれぞれ干拓されて本町に編入された。

（五） 豊水村

本村内の小島、千田川原、小野尻、川島、北牟田のうち、小島、千田川原、小野尻村は、すでに室町時代にできていた。それ以外の各村は、菊池川の渚であったが、加藤清正が河川改修をして造った村で、伊倉荘のうちに入れられ、細川時代には小田手永に属していた。明治三年（一八七〇）七月の藩改革に際し、小田手永は小田郷と改められ、七年の大小区制の下では、川島、千田川原、小野尻、小島、北牟田の各村は、伊倉北方村ほか八か村とともに白川県第七大六区第三小区となった。一二年、郡区町村編制法の施行により、前記五か村で一戸長役場区域となり、一七年の改正により、大浜町を加えて一行政区区域とされたが、二二年の町村制の施行に伴い、大浜町を除く五か村が合併して豊水村となった。

（六） 八嘉村

旧藩時代は小田手永に属し、明治七年（一八七四）の改正大小区制の下では、寺田、向津留、桃田、立山の各村は第七大区第三小区に、北坂門田、南坂門田、中坂門田、青野、田崎の各村は第四小区にそれぞれ属していた。明治九年、桃田村と立山村は合併して大倉村となった。明治十二年、郡区町村編制法施行により、向津留、大倉、寺田の三か村と、北坂門田、南坂門田、中坂門田、青野、田崎の五か村はそれぞれ同一戸長役場区域となっていたが、一七年の改正でこの両区域を合わせて一戸長役場区域とされ、二二年の町村制施行の際、この八か村が合併して八嘉村となり、旧寺田村の榎木原に役場を置いて事務を行った。

（七） 梅林村

旧藩時代は内田手永に属し、安楽寺村、下村、津留村があり、それぞれ庄屋がいた。明治七年の改正大小区制では、木葉町などと共に第七大区五小区に編入された。

明治十二年、郡区町村編制法施行により、津留村、安楽寺村および下村が一

戸長役場区域となり、行政が行われたが、二二年の町村制施行に伴い、同一行政区区域をなしてきた前記三か村が合併して梅林村となった。

（八） 小田村

細川時代、手永制が設けられると、小田地方は内田手永に属するようになった。

明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法の施行により、川部田、下小田、山部田、上小田の四か村に、現在菊水町に属する瀬川村を加えて五か村が一戸長役場区域を形成し、行政が行なわれたが、明治二二年の町村制の施行に伴い、瀬川を除く四か村が合併して小田村となった。

（九） 玉名村

加藤家時代には、郡奉行平井十兵衛が当地の治政に当り、細川氏の治世下では、迫間村、玉名村、寄名村、下社家村となり、内田手永に属していた。

明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法の施行により、玉名村と両迫間村で一戸長役場区域となったが、一七年の改正で二二年に月瀬村となった区域とともに、一戸長役場区域とされた。明治二二年、町村制の施行に伴い、玉名村と両迫間村が合併して玉名村となった。

（一〇） 石貫村

旧藩時代、本村は、内田手永惣庄屋の支配下にあつたが、明治三年（一八七〇）、藩政改革により庄屋に代わって里正が置かれ、さらに五年に里正を廃して戸長が治めるところとなった。七年の大小区制においては、第七大区第七小区に編入された。一二年、郡区町村編制法施行により、富尾、石貫両村は、同一行政区区域を形成し、二二年、両村は合併して石貫村となった。

（一一） 月瀬村

藩政時代は、内田平永惣庄屋の支配下にあつた。

明治七年（一八七四）、大小区制の改正によって、石貫村、玉名村の地域とともに第七大区第七小区に編入され、戸長の統治を受けたが、同一二年、郡区町村編制法の施行により青木、溝上、月田、箱合の四か村は一行政区区域となり、一七年には、玉名村、両迫間村とともに一行政区区域とされたが、二二年、この四か村が合併して月瀬村となった。

（一二） 伊倉町

藩政時代には、玉名郡代の下に、小田手永惣庄屋の支配を受け手永会所が置かれた。明治七年の大小区制においては、第七大区第三小区に編入され、戸長の統治を受けたが、一二年の郡区町村編制法の施行により、伊倉北方、伊倉南方、宮原、片諏訪、横田の五か村が、一行政区域を形成し、さらに二二年の町村制実施に伴い、五か村は合併して伊倉村となり、明治三二年二月一日、町村制を施行した。

(一三) 米富村のうち三津川

藩政時代には、川床村・福山村・石尾村があつたが、川床村は坂下手永に属し、福山・石尾村は南関手永に属し、各々惣庄屋の支配を受けた。明治七年(一八七四)の改正大小区制では、坂下・今・東今・下田原・柿原・南田原・上田原と共に第八大区五小区に編入された。同年の町村合併により川床・福山・石尾の三村が合併し、三津川村に改称された。明治二二年の町村制の施行に伴い四津原と合併し、米富村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一〇月五日、県が示した町村合併試案によると、本地区は、横島、大浜および豊水ブロック、伊倉および八嘉ブロック、築山および玉名(町)ブロック、月瀬、玉名(村)、石貫、梅林および小田ブロック、滑石、高道および鍋ブロックのそれぞれに分かれて合併することとなっていたが、実際の合併の動きは、玉名町を中心としてこれら四ブロックにまたがる大規模なものとなり、合併と同時に市制施行を目指すものとなった。

この大合併への動きは、まず、昭和二八年一〇月二三日、玉名町の提唱で、滑石、大浜、豊水、八嘉、玉名(村)、石貫、築山、大野、睦合の町村長、議員一八〇名が立願寺に集まり、一〇か町村長議員合同合併懇談会を開いたことに始まる。この日の懇談会では、座長に玉名町長を選び、合併および市制施行の推進を申し合わせた。同年十二月に行なわれた全国地方課長会議において、自治庁は、町村合併と市制施行に關し当時市制の人口要件が三万であったが、近く五方に引き上げられる見込みであるため、市制を希望する地区は、早急に合併を進める必要がある旨発表した。このため同年一二月三〇日、玉名市合併促進協議会結成会を立願寺で行ない、これには、前回の懇談会参加町村のうち睦合村、大野村、築山村

を除いた七か町村に、新たに梅林、小田、月瀬の三か村と態度保留の形で築山(後に協議会加入)、大野の二か村が参加した。

この結果、この日出席した町村のうち大野、睦合の二村を除いた一か町村で合併を進めることになり、合併促進協議会の会長に玉名町長、副会長に八嘉、小田両村長を選出した。またこの会合には、伊倉町議長から「伊倉はこれまで小田郷一本の合併をはかってきたが、これを白紙にして玉名市合併へ参加することを町民大会や町議会で満場一致可決したのでよろしく。」との陳情があつたが、これについては町村長段階で決定することとして、協議会としての態度は保留した。

関係町村は、二九年一月六日、市制事務局を設置して、合併および市制施行の事務的な活動を開始した。同年二月一日、立願寺において協議会を開き、二九年四月一日を期して合併、市制施行することを決め、建設計画面案、合併条件を審議決定し、それぞれの町村議会で可決する段取りとなつたが、さきに参加申し出のあつた伊倉町も、この回から協議会に参加したので、合併関係町村は一か町村となった。結局、一二か町村合併で話がまとまり各町村議会では、二月八日を最後に合併関係議案を議決し、ただちに県に申請書を出した。ところが、円滑に進むかみえな合併、市制施行の件は、合併関係議案を審議する昭和二九年三月二日の定例県議会開会当日になつて情勢が一変した。

すなわち、前伊倉町長その他の伊倉町民一〇〇名余が県議会議長に対して「二月八日の議会の議決(賛成九、反対四で建設計画面案、合併条件を議決)は、住民の真意ではない。」と、合併反対の陳情をするとともに、有権者一、八〇〇名中、一、八〇〇名の合併反対署名簿を示した。

また、この動きを察知した玉名町長、伊倉町長はじめ一か町村長は、同日県議会控室に集まり、事態の收拾策を検討した。翌三月三日、伊倉町議長はじめ合併賛成の町民代表約五〇名は、県議会議長を訪ね、「合併反対は、個人的感情によるもので、村民の総意ではない。あのような反対は玉名市そのものの誕生を阻害することとなるし、またすでに小田、玉水などの小田郷も伊倉との合併を望まぬようになってくるから、玉名市合併に加わらねば伊倉町は孤立する結果になる。」と陳情した。この間の模様を当時の新聞は、『反対派がなした反対署名運動は、町議会が建設計画面案を議決した二月八日直後から開始されていること、二七年町長選等からむりコールが、当時高裁で争訟中であり、前町長が、合併反対

の代表であることから多分に政治的な問題であり、このことを反映するかのよう
に、合併反対の陳情を受けた県議会内部でも、特別委員会を設置して議決を引き
延ばそうと策する案がでたり、伊倉町出身の参議院議員から全県議あて「伊倉町
を玉名市に合併する件否決せられんことを乞う」との電報が舞い込むなど、町村
合併に政党介入のにおいが強い。」と報している。

この間、伊倉町をこの段階で除外することにすれば四月一日と予定した玉名市
の誕生も危くなるというので、関係町村はもちろん県当局も日夜事態の收拾に努
めた。

この結果、三月八日、県議会では、約一〇〇名の反対陳情団がつかけるなかで
合併議案を上提し、直ちに総務委員会を付託した。

翌九日の総務委員会では、伊倉町の合併反対代表者から合併反対の、伊倉町長
および議長から合併賛成の、玉名市合併促進協議会副会長から合併促進の意見や
陳情をそれぞれ聴取した。こうしたいきさつの後、三月一二日、合併議案はよう
やく可決された。

また、旧米富村に属していた南関町大字三津川の区域は、南関町合併前の昭和三
〇年二月一三日、旧村議会において分村して玉名市に編入することを議決してお
り、すでに了解もできていたので、これに基づいて三一年一月一日、同区域は玉
名市へ編入された（南関町の項参照）。

3 合併条件および協定事項

- 一 合併の時期 昭和二十九年四月一日とする。
- 二 選挙区

市制施行後最初に行なわれる一般選挙に限り、旧町村区域を単位とする選挙
区を置くものとする。

- 三 助役の定数 一名とする。
- 四 財産の処分 一切の財産および負債は、新市に引き継ぐものとする。

- 五 農業委員会の統合整備
農業委員会法第五〇条の規定により、従前の区域をもって新市の農業委員会
の区域とする。ただし、現委員の任期満了と同時に統合を図るものとする。

- 六 議員の任期 現議員の任期は、昭和三〇年二月二十八日までとする。

七 伝染病院組合

現在の玉名町村外一七か町村の伝染病院組合を玉名市外七か村の一部事務組
合として伝染病院を運営するものとする。

- 八 大浜町、滑石村を各区域とする漁業協同組合が現に有する一切の漁業権を保
障し、町村合併後においても、これに対し、合併関係町村が入漁等将来その権
益を侵害しないものとする。

九 村有林

石貫村および築山村が有する山林については、新市に帰属後も従来の慣行を
尊重し、これより生ずる収入は優先的にその区域における公共事業などの財源
として使用するものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

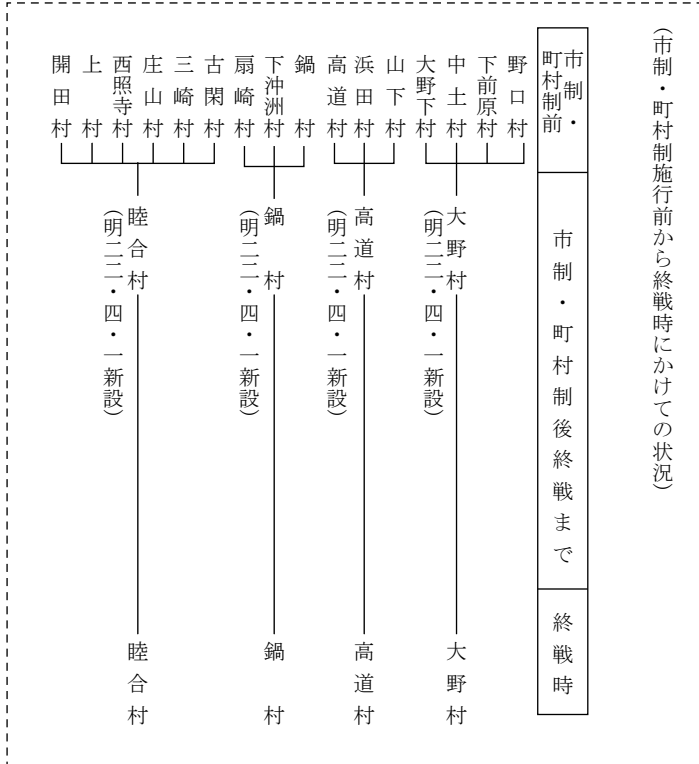
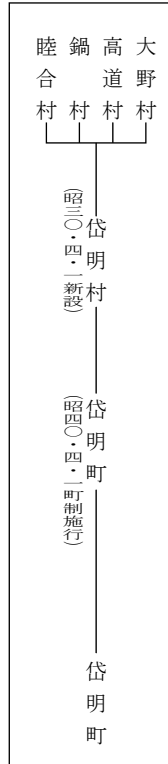
町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
玉名町	坂口 武雄	松尾 巽	富永 広喜	猿渡 励蔵	滝川 螢治
築山村	高本 義則	一 嘉次郎	田畑 又雄	杉森 登	浦田 直記
滑石村	入江 俊治	北野 光雄	杉島 円	高本 健次	生森 松基
大浜町	木下 信之	木下 又人	堤 喜代次	本田 友一	森田 正人
豊水村	前田喜久男	一村 信彦	塘本 定	小山軍次郎	笠原 浩
伊倉町	寺真 均	堀川 改作	村上 貞彦	吉田 梅雄	東 徳四郎
八嘉村	大瀬 淳蔵	坂梨喜代次	坂口 学	上原 訓蔵	渡辺 次雄
梅林村	沼田 一	大谷 秀雄	福島 重雄	中島 菊平	牧野 伍一
小田村	大倉 五市	金光 友記	仲山 二	三次 一	西川 藤己
月瀬村	佐々木義憲		辛島 正人	猿渡 主計	高木 亀吉
玉名村	小原 清道		江口 敬之	荒木 久	飯塚 義雄
石貫村	仁田尾松蔵	平島 嘉添	下田 次男	森 友記	城戸 康喜

5 合併時の関係町村の現況表

生産額	会社、工場、 事業場 (資本金五百 万円以上)				前年度 予算総額 千円	市町村 税納税額 千円	県 税納税 額千円	国 税納税 額千円	上 の学校 高等学 校	中 学 校	官 公 署	業 態 の 割 合						面 積 平 方 米	戸 数	人 口	区 分								
	計 千円	そ の 他 千円	農 産 千円	鉱 工 産 千円								計 人	そ の 他 人	農 業 人	都 市 的 業 態		計 人					商 工 業 人	そ の 他 人	計 人	農 業 人	そ の 他 人			
															業 態												計 人	商 工 業 人	そ の 他 人
															業 態	業 態													
二、七五五、六一	五、九四〇、〇二	一、五八六、二九	五、五二五、	三	一、六〇九、九三	八、二七四	一、六五一	四、二六二	三	五	四三	二、五、四二	一、九〇八	一、三、五三	三、一、七九	二、三、五五	二、九、四六	八、一、三	八、九、五五	四、七、二二	玉名市								
二、〇〇〇、〇六	三、九、五五	二、九〇九、	五、五、四二	六	五、八七	三、〇九七	一、六三六	一、〇、〇	三	一	二七	五、四	一、六九	四、五	一、四、四〇	五、七、五	一、三、五五	七、二	二、九、〇	一、四、七四	玉名町								
四、九、三九	三、三、三三	三、五、八八	一	一	七、〇、五	三、三、三	一、〇、〇	一、〇、〇	一	一	一	一、五、九	三、八	一、四、四	九、五	一、六、八	七、七	八、〇、〇	四、二	二、四、四	築山村								
三、〇、四八	七、九、五	八、八、四四	一	一	一、四、一七	九、二、七	四、八、五	四、八、五	一	二	二	二、三、四三	五、九〇	一、五、三	二、三、五	二、〇、八	三、〇、八	六、〇、〇	八、六、五	四、七、八	滑石村								
二、六、四〇	六、〇、八	三、八、四三	一	一	七、四、七	七、〇、二	六、七、三	六、七、三	一	二	二	四、〇、三	九	三、二	三、六、五	一、七、五	三、四、〇	六、〇、〇	七、〇、四	四、〇、八	大浜町								
二、六、八四	三、三、四	二、三、五三	一	一	六、九、五	三、三、三	二、五、四	二、五、四	一	一	一	一、〇、〇	一、四	一、〇、九	八、七〇	一、五	七、九	四、〇、〇	三、〇	二、〇、〇	豊水村								
一、六、〇六	四、三〇	二、二、八四	一	一	八、八、五	四、四、四	二、三、三	二、三、三	一	一	一	二、〇、二	一、六	一、九、二	一、三、四	一、七、九	一、二、五	一、一、五〇	六、八	三、四、六	八嘉村								
三、七、五	一、八、三九	〇、七、五	一、六、〇	一	九、一、九	四、六、九	二、九	二、〇、〇	一	二	二	一、九、六	九	一、八、七	一、一、七	一、七、九	九、九	七、五〇	五、五	三、一、三	梅林村								
九、四、四	二、五、一	九、三、二	一	一	七、〇、五	三、七	七、三	七、三	一	一	一	一、八、九	四	一、四、六	四、五	一、二	三、三	四、三〇	三〇	一、六、四	小田村								
三、三、八五	三、三、九	一、八、六六	一	一	六、五、五	三、六、三	二、八、三	二、八、三	一	一	一	一、二、九	九、四	一、二、〇	九、五、八	一、七、四	七、八、四	四、九〇	四、四	二、二、五	玉名村								
九、六、四八	四、三、五〇	五、三、九	一	一	八、〇、三	二、六、三	一、五、六	一、五、六	一	一	一	一、四、三	九、五	一、〇、四	六、八、七	一、三〇	五、五、七	八、七〇	三、五、三	一、八、三〇	石貫村								
九、三、五九	一、三、三	九、三、六	一	一	七、四、六	三、四、五	四、〇	四、〇	一	一	一	一、〇、六	八	九、五	六〇	一、三	四、九	六、〇	三、四	一、六、七	月瀬村								
二、五、六、七	四、九、四	四、五、三	四、一、五	二	一、六、六	七、五	一、五	一、五	一	五	五	六、三	二、三	四、九	四、八〇	二、二	四、六、八	六、〇	一、〇、六	五、四、一	伊倉町								

【旧玉名郡岱明町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一四) 大野村

旧藩時代、本村地域は坂下手永に属し、前原、野口、土器屋、中保土、下村の五か村に分かれ、村にそれぞれ庄屋がいて村を治めていた。明治三年（一八七〇）の郷村制により、坂下手永は坂下郷となり、新たに数村を兼治する里正がおかれ、五年里正は戸長と改められた。九年中保土村と土器屋村は合併して中土村となり、一二年郡区町村編制法の施行により本村地域は、中土村と下村の区域および前原村と野口村の区域の二つの行政区域に分かれた。同一三年には他に同名村があるため、下村を大野下村、前原村を下前原村と改称したが、一七年に両区域を合わせて一区域に修正された。二二年四月町村制の施行によりこの四か村が合併して大野村となった。

(一五) 高道村

旧藩時代は坂下手永に属し、はじめ頭波下、浜田、高道、山下に分かれていたが、後に頭波下村は浜田村に併せられ、各村に庄屋があつて村を治めていた。明治一二年（一八七九）郡区町村編制法の施行により浜田村、山下村、高道村、の三か村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。その後の戸数、人口の増加は著しく、高道村に上、中、中島の部落のほか、大柏の新地が増えており、浜田村に長保部落が増加した。一三年四月町村制の施行とともにこの三か村が合併して新しい高道村が誕生した。なお、文政二年（一八一九）頃坂下村の庄屋、三村草太郎治下旧高道村に約二〇ヘクタールの海岸干拓工事が完成した。

(一六) 鍋村

旧藩時代は、鍋、扇崎が坂下手永に、下沖洲が荒尾手永に属し、三か村はそれぞれ庄屋によつて村治がなされた。明治九年（一八七六）下沖洲と上沖洲は合併して沖洲村となり、一二年郡区町村編制法の施行に際し、鍋村と扇崎村が一行政区域となり、沖洲村は、腹赤村、清原寺村と三か村で一行政区域となつてそれぞれ戸長役場が置かれた。この当時鍋村には新地が造成され面積、人口、戸数は増大していった。その後、沖洲村は同年末、行末川を境にして再び上沖洲村と下沖洲村に分けられ、一七年行政区域の修正のとき、下沖洲は、鍋村列に編入され、上沖洲村は、腹赤村列にとどまった。二二年町村制施行により鍋村列三か村が合併して鍋村となった。

(一七) 睦合村

旧藩時代は坂下手永に属し、上、友田、林田、開田、古閑、庄山、西照寺の七か村に分かれ、庄屋により村政がなされた。明治七年（一八七四）の大小区制では第七大区第九小区（一五村）に属したが、明治一二年郡区町村編制法が施行され、古閑村、三崎村、（友田村、林田村の合併村）、庄山村、上村、開田村、西照寺村の六か村が一行政区域となり、戸長役場が置かれた。二二年四月町村制施行により、この六か村が合併して睦合村となった。村名は小さな六か村が対立せず睦み合うようにと睦合の名をとった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）一月、県が示した合併試案では、滑石、高道、鍋の三か村と、大野、睦合、六栄の三か村合併が計画されていたが、滑石村が翌二九年四月玉名市と合併し、また六栄村は荒尾郷の長洲ブロック編入の線が強くなったので、大野村、高道村、鍋村、睦合村の四か村で合併しようという気運が高まった。この四か村は、地理的に隣接し、政治的、経済的にも緊密なつながりを持ち、産業の立地条件と村民性も相類似して、村民の融和は古くから細やかであったため、三か村合併に関する村民の自主的な部落常会や、二九年一〇月の世論調査にも四か村合併賛成の意見が強くあらわれ、合併の気運は急速に熟して、同年一〇月二四日四か村合併促進協議会の設立をみるに至った。その後事務局が設けられ、現況調査を基礎として合併の基本的な諸条項を立案し、総務、経済、文教、厚生、土木の五分科委員会に分かれて、慎重審議のうえ、仮予算の決定、財政五か年計画の樹立、その他合併の諸準備を整え、翌三〇年四月一日岱明村として発足した。この新村の発足にあたっては、合併促進協議会が広く合併四か村の住民から村名を公募し、北部にそびえる「小岱山」と、南部に展開する「有明海」の自然美を象徴したものととして、この両者から一字ずつ取り「岱明村」と決定した。その後四〇年四月一日町村制を施行し岱明町となった。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 大野村、高道村、鍋村、睦合村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
- (三) 新村名 村名は「岱明村」とする

(四) 役場の位置

- 1 新村のほぼ中央で大野下駅付近であって、交通至便な場所
中土西の宮
大野下の宮）の付近までの範囲内

- 2 役場の建物は、昭和三〇年度中に新設することとし、その竣工までの期間、暫定的に大野村公民館を充てるものとする。

(五) 役場出張所

役場建築の竣工までの間、高道村、鍋村、睦合村の旧役場に暫定的に設ける。

(六) 出張所事務

- 1 配給、戸籍、住民登録、諸証明等の事務

(七) 議員の任期

- 2 主任、使丁を含めて三人

(八) 議員の選挙区および定数

選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区の設定は、合併後最初の選挙に限る。

選挙区

第一選挙区 旧大野村、第二選挙区 旧高道村、第三選挙区 旧鍋村
第四選挙区 旧睦合村

定数 一選挙区六人あて計二四人

(九) 農業委員会の委員の任期、定数ならびに教育委員会の委員の任期

- 1 促進法の特例を適用しない。

2 選挙による農業委員の定数 一五人

3 教育委員会の委員の定数 選挙による委員 四人 選任委員 一人

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

- 1 促進法の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、勤務年数はこれを承継するものとする。

- 2 職員の退職手当は、昭和二八年法律第一二八号ならびに熊本県職員等退職手当支給条例（昭和二八年熊本県条例第五六号）を準用し、合併により新村の職員となることなく退職する者、または、昭和三十一年三月三十一日までの退

職者には、退職時の月俸に左の割合を乗じて得た額の二〇〇分の二〇〇の額を支給する。

- (ア) 一年以上一〇年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の六〇
- (イ) 一年以上二〇年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の六五
- (ウ) 二一年以上三五年以下の期間については 一年につき 一〇〇分の七〇
- (エ) 三六年以上の期間については 一年につき 一〇〇分の七五

3 退職手当は、新村発足前の退職者には旧村において、新村発足後の退職者には新村において、それぞれ支給する

- (一一) 助役の定数 一人とする
- (一二) 嘱託員の設置

現在のまま存置する。大野一〇人、高道七人、睦合六人、鍋九人、計三二人

(一三) 資産および負債
1 旧村の財産は、基本財産および行政財産とも一切新村に引き継ぐものとする。ただし、睦合財産区の村有林については、財産区を設けるものとする。

2 旧村の負債は、いっさい新村へ引き継ぐものとする。

- (一四) 大字の名称
野口 下前原 中土 大野下 山下 浜田 鍋 下沖洲 扇崎
開田 西照寺 古閑上 三崎 庄山

(一五) 消防団の統合
1 現在の消防団を左のとおり統合する。

本団一、分団数四、団員数八三八人

(一六) 債権、債務の処理
1 村税(国民健康保健税を含む)は、合併前日までに整理する。

2 未払金は、合併前日まで整理のうえ支払う。

(一七) 税の調整 合併後実地調査のうえ旧村の移率を調整する。

(一八) 国民健康保険 合併と同時に施行する。

(一九) 小学校、中学校、その他の教育、文化施設の統合整備
1 教育委員会事務局 役場内に設置する

2 小学校の位置 現在のままとする。

3 小学校校舎の増改築の方針 年度別事業計画にしたがい実施する。

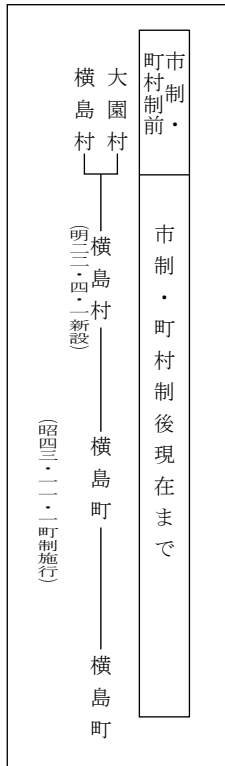
4 合併時の三役及び正副議長

- 4 小学校の校区 現在のままとする。
- 5 中学校の位置 現在のままとする。
- 6 中学校校舎の増改築の方針 年度別事業計画にしたがい実施する。
- 7 中学校の校区 当分の間現在のままとする
- 8 公民館の統合整備について 統合する。
- (二〇) 保育所の設置 旧地区に一か所あて設置する。
- (二一) 左の団体の早期統合をあっせんする。
農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団

5 合併時の関係町村の現況表

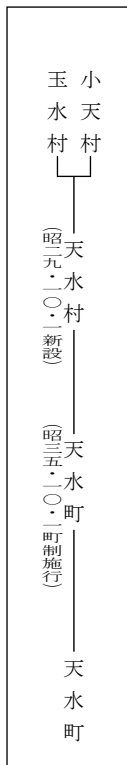
区	分	戸		面積	業態	生業割合	人口		合併	村
		数	戸				平方	料		
合併	併	大野村		三・四四	商業	計	二、八五	三、一四	三・九七	三・〇九
		高道村					二、四六	五・七		
併	村	睦合村		三・四四	商業	計	二、四六	五・七	三・九七	三・〇九
		鍋村					二、四六	五・七		

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
大野村	小林 昇	長谷 一人	寺岡 茂	野田 実雄	今村政次郎
高野村	村上健次郎	山本 繁	新居 一男	紫尾 新喜	早野才次郎
鍋村	浜崎 勝	三村 美義	藤森 末次	堀尾 明	岡本三代作
睦合村	齊藤 元	徳川 清	堀 健蔵	松野 貞雄	



【旧玉名郡横島町における合併の歴史】

業態 の割合	農業		その他		計 人	官署	中学校		高等学校		国税 納税額 千円	県税 納税額 千円	市町村 税納税額 千円	前年度 予算総額 千円	社会 事業場 (資本金五百 万円以上)	生産額		
	農業人	その他人	農業人	その他人			中 学 校	高 等 学 校	鉦 工 産 千円	農 産 千円						そ の 他 千円	計 千円	
	八三九	三〇四	一、九八	二、八九	二、六六	九	二	一	一	九二六	九二六	二〇、三五四	四三、二七	一	九二〇	二六、六五	三九、八六	四〇、六三
	一、九八	三、九八	一、九八	二、八九	二、〇七	三	一	一	一	一、三五	二九六	二、七〇	一四、六七	一	九〇六	六、九三	三、六	九、七三
	二、八九	一、〇七	二、八九	二、〇七	三、七七	三	一	一	一	二、九六	三〇一	三、〇一	一〇、四八	一	七、四四	八、〇九	二、九七	二、九七
	二、〇七	一、六五	二、〇七	一、六五	三、三三	一	一	一	一	三、六四	二、三三	二、三三	二、五〇	一	五、三〇	七、三三	二、九六	二、九六
	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	二、三三	二	一	一	一	一、二八	一、二八	一、二八	六、八五	一	六、八五	五、三〇	二、九六	八、二四



【旧玉名郡天水町における合併の歴史】

横島は、古くは海中の一孤島で、「横に見える島」であることが固有名詞となり、村名になったと伝えられている。

旧藩時代には、大園村、横島村にそれぞれ庄屋がおかれた。明治七年（一八七四）の大小区制の下では第七大区第二小区に属したが、一二年の郡区町村編制法の施行により、両村は行政区域を同じくすることとなり、一二年の町村制の施行に伴ない、合併して横島村となった。

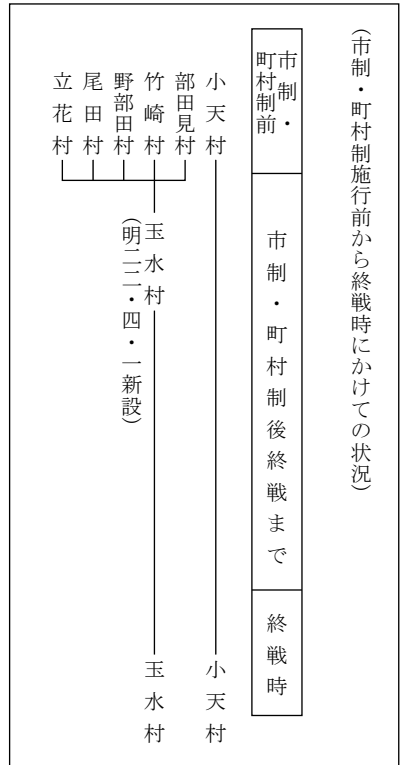
2 町村合併促進法制定後の経緯

当初の県の合併試案では、横島村は大浜町、豊水村との三か町村合併となっていたが、昭和二年（一九五四）四月、大浜、豊水の二か町村は、玉名町など計一二町村と合併して玉名市となったので、横島村は単独村として残った。

三一年九月、県は合併計画を変更し、横島村の玉名市編入計画を定めたが、横島村民としては国営横島干拓工事がさらに進めば、独立村として十分やっていたとの考えが強く、合併の動きは生じなかった。県は、三四年三月に至り、本村は人口も適性規模に近いので、単独村とすることに計画を変更した。

その後、村は昭和四三年に町制を施行している。

(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



莊園制の頃、当地域は大町郷伊倉に属したが、のち細川氏の時代になって玉名郡に六手永が置かれ、この地域は小田手永に属して、小天人村、立花村、部田見村、竹崎村、野部田村、尾田村に分れていた。明治五年（一八七三）大小区制が布かれ、第二〇大区（小田郷）の立花村、部田見村は第三小区に、小天人村は第四小区に、尾田村、竹崎村、野部田村、下野部田村は第五小区に属していた。その後、大小区制の改革により各村とも第七大区第一小区に編入された。一二年郡区町村編制法が施行され、この六か村は三つの行政区域に分かれ、小天人村は単独で、部田見、立花は二か村で、野部田（明治九年下野部田を合併）、竹崎、尾田は三か村でそれぞれ一行制区域をなし、それぞれに戸長役場が置かれたが、一七年の修正で、小天人を除く五か村が合わされ一行政区域となった。一二年、町村制の施行により、これらの五か村が合併して玉水村となり、一方小天人村は単独村として残った。

2 町村合併促進法制定後の経緯

昭和二年（一九五三）一月、県は小天人、玉水二か村の合併試案を発表した。小天人においては、この案を当初より理想的な案であると考えていたが、玉水村では、合併時期尚早論、あるいは地形的な面から玉水、小天人、横島の三か村合併賛成の意見があった。しかし、横島村は、他村との合併に反対の意見が多かった

ため、玉水村でも、大勢としては両村合併に賛成する意向が強くなった。翌二九年二月、両村はそれぞれ合併促進委員会を設け、玉水村では二月二五日に、小天人村では三月一日に第一回の会議を開いた結果、特に強い反対論もせず合併は決定的とみられた。しかし、合併の時期等については、のちに検討することになった。六月に入り、「小天人村長が八月二九日に、また玉水村長が翌年四月に任期満了となるので、この機会に合併を。」という世論が高まり、玉水村の合併促進委員会は、小天人村長改選期に合併する方針をたてた。七月一日、合併促進協議会を開き、一〇月一日の合併を目標にして事務を進めることになったが、その後、合併事務が順調に進捗し、九月五日までに両村議会の議決を経て、同年一〇月一日新しく天水村として発足した。新村発足にあたり、合併両村住民の希望により、小天人の「天」と玉水村の「水」をとり「天水村」としたものであった。その後、三五年一〇月一日、町制を施行した。

3 合併条件および協定事項

- (一) 合併形式 小天人、玉水村を合体する。
- (二) 実施の時期 昭和二年一〇月一日
- (三) 新町村名 村名は「天水村」とする。
- (四) 役場の位置
 - 1 役場は、両村のほぼ中央で、交通、通信その他官公署との連絡および住民の至便な位置に置く。
 - 2 役場の建物は、昭和三〇年度に新築することとし、その竣工までの期間は、小天人役場に置く。
- (五) 役場出張所の位置およびその事務
 - 1 出張所は、暫定的に玉水村役場に置く。
 - 2 出張所において、次の事務を行なう。
 - ア 戸籍に関する事務
 - イ 配給に関する事務
 - ウ 村税、その他徴税に関する事務
 - エ 諸証明に関する事務
- (六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、現在の議員の任期は、昭和三〇年九月三〇日までとする。

(七) 議員の選挙区および定数

1 選挙区を設けるものとする。ただし、この選挙区設定は、合併後最初の選挙に限る。

2 第一選挙区 小天村 一二人 第二選挙区 玉水村 一〇人

(八) 農業委員会の委員の任期および定数

1 任期 町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、現在の委員の任期は、昭和三〇年七月三十一日までとする。

2 定数 公選委員は一五人、推薦委員は公選委員の三分の一とする。

(九) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、現在の委員の任期は、昭和三〇年五月三十一日までとする。

(一〇) 合併町村の職員の身分取扱

町村合併促進法第四条の規定に基づく町村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数はこれを継承するものとする。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和二十九年一〇月一日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二五〇

2 昭和三十〇年三月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の一五〇

3 昭和三十〇年九月末日までに退職の申し出をした者 一〇〇分の二二五

(一一) 助役の定数 一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 合併関係村の嘱託員は、現在のまま存置する。

(一三) 資産および負債

1 両村の所有する資産は、無条件で新村に提供する。

2 両村の負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合

1 現在の両村の消防機材、器具は、新村に引き継ぐ。

2 新村役場内に消防団の本部を置く。

3 分団数は、現在のまま、団員数は、五三三人とする。

(一五) 税

1 昭和二十九年度は、現在のままとする。

2 昭和三十〇年度より実地調査をなし、両村の税率を調整する。

(一六) 大字の名称

天水村大字小天、部田見、立花、尾田、竹崎、野部田とする。

(一七) 国民健康保険 玉水村国民健康保険は昭和三十〇年度まで実施する。

(一八) 公民館の統合整備 統合する。

(一九) 教育委員会事務局の設置 庁舎ができるまで、小天村役場を使用する。

(二〇) 小学校の校区 当分の間、現在のままとする。

(二一) 隔離病舎の位置 現在のままとする。

(二二) 火葬場の位置 現在のままとする。

(二三) 左の団体の早期統合をあっせんする。

◎農業協同組合、農業共済組合、婦人会、青年団、その他

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助役	収入役	議長	副議長
小天村	北川 敏美	坂井 衛門	天野 勝	立川千代蔵	内山 真住
天水村	久島 才喜	小山熊之介	松本 秀雄	宮田 光雄	中山 光雄

5 合併時の関係村の現況表

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額	市町村税納税額	県税納税額	国税納税額	中学校以上の学校		官公署	業態の割合						面積 平方料	戸数	人口	区分		
計	その他	農産	鉱工業						高等	中 学 校		業態			計	その他	農業					都市的業態	
												計	その他	計								その他	商工業
三六一四	九八三	三五七四	五七	—	三、四七	二、三三	一、八九	九六〇	—	—	三	七七八	三、七三	四、〇三五	一、七五	一、四三	四七二	二・六九	一、六〇七	九、四三	天水村		
一四七五	八〇	一、四四	二〇	—	一、九四	二、三〇	一、三六	六三八	—	—	二	四〇四	一、六四	二、三九五	一、四九〇	一、二二	三七七	二・一〇	九六	五、五三	小 天 村		
—	八九二	二、一六〇	三〇七	—	二、五三	八〇五	五三	三、〇二	—	—	一	三、七五	二、〇八	一、六四〇	二、三五	一、三〇	九	九・五九	六八一	三、九〇	玉 水 村		